14　前項の申出は、次に掲げる学校法人等においては、同項の規定にかかわらず、これをすることができない。

一　令和八年十月一日において現に特定学校法人等である学校法人等

二　令和八年十月一日前に特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等となり、その後同年九月三十日までの間に附則第四項ただし書の申出がされていない学校法人等

三　令和八年九月三十日までに附則第六項の申出（二回以上当該申出をした場合にあっては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に附則第八項の申出がされていない学校法人等（この間に特定学校法人等となった学校法人等を除く。）

四　令和八年十月一日以後に設立された学校法人等であって、当該設立された日において当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えるもの

五　令和八年十月一日から前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えた学校法人等

六　前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した学校法人等に該当しなくなった後に再び同項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当するに至った学校法人等

15　次の表の上欄に掲げる期間における附則第十三項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
	令和十七年十月一日	令和十四年十月一日

16　附則第十三項の申出をした学校法人等の掛金調整額が零である場合（当該掛金調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該掛金調整額が零である月以後の期間における当該学校法人等に係る同項の規定の適用を停止するものとする。

17　学校法人等は、前項の規定に基づき附則第十三項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、施行規則第一条の二の五の三第一項の規定により事業団に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

18　附則第十三項の申出をした学校法人等が、当該学校法人等の負担すべき短時間加入者に係る掛金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の掛金については、同項の規定は、適用しない。

19　附則第十三項の規定は、同項の申出があった日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間加入者に係る掛金について適用する。ただし、附則第十六項の規定により附則第十三項の規定の適用を停止した月から附則第十七項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

20　附則第十三項から前項までの規定は、共済規程第二十条第一項第一号に規定する短期給付に係る掛金について準用する。この場合において、附則第十三項中「第六級」とあるのは「第九級」と、「第二十三条第一項」とあるのは「第二十三条第二項」と、「附則別表第一各号」とあるのは「附則別表第二各号」と、「附則別表第一に」とあるのは「附則別表第二に」と読み替えるものとする。

附則に附則別表として次の二表を加える。

附則別表第一（附則第十三項関係）

一　附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十
第三級	百分の十四
第四級	百分の九
第五級	百分の五
第六級	百分の二

二　附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

附則別表第二（附則第二十項関係）

一　附則第二十項において準用する附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二